

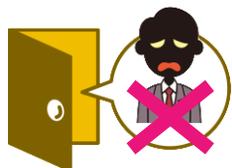
不安になって・断りきれず、契約してしまった
契約したけれど思っていた内容と違った など



訪問販売・訪問購入で お困りではありませんか？

専門知識がある訪問業者から説明・勧誘されると、「買わなくては」という気持ちになりますが、その場の判断・曖昧な回答はトラブルのもとです

トラブル撃退のポイント



- 不要な商品・工事の勧誘はきっぱり断る！
- 訪問業者の説明をうのみにしてその場で契約せずに、家族や周りの人に相談し、本当に必要なのかよく検討！

明日はあなたのお宅かも・・・？こんな勧誘にご注意

住宅リフォーム工事

無料点検のあとに・・・

このままだと
雨漏りしますよ
修理しませんか？



浄水器

水の検査のあとに・・・

こんな水を飲んで
いると病気になり
ますよ！浄水器を
つけませんか？



新聞購読

2年先の契約だけど・・・

ここに名前を
書いてください



布団

無料点検のあとに・・・

ダニがたくさん！
新しい布団に買い
替えませんか？



配置薬

配置薬だけでなく・・・

この健康食品を
飲めば腰の痛み
が取れますよ



買い取り（訪問購入）

不用品買い取りのはずが・・・

宝飾品だったら
買い取ります



訪問販売・購入で契約をしたけれど やっぱりやめたいときは・・・

クーリング・オフ(一定期間は無条件で解約)できます

- 正しく記載された契約書面を事業者から
受け取った日から**8日間以内**に

※契約書面に不備がある場合、書面を
受け取っていないものとみなされます

クーリング・オフ

意味は…
頭を冷やして
よく考える



- 契約した事業者と信販会社※に、
それぞれ**ハガキで手続き**をします

※分割払いの場合

記載例

切手



特定記録郵便

〇〇会社
御中

〇〇市〇〇：〇〇番地



契約解除通知書

- 契約(申込)日 〇〇年〇月〇日
- 販売店名 〇〇会社〇〇店
- 担当者名 〇〇〇〇
- 商品・役務名 〇〇〇〇
- 契約金額 〇〇〇,〇〇〇円

右の契約を解除いたします。

〇〇年〇月〇日
住所
氏名

- ・ハガキの両面をコピーし、大切に保管しましょう
- ・ハガキは記録が残る特定記録郵便で出しましょう

訪問販売でクーリング・オフ期間を過ぎてしまったら

同じ商品を大量に買ってしまった、勧誘の際、事実と異なることを
言われたなど、状況によっては契約を解約できる場合があります
あきらめずに消費生活センターにご相談ください(相談無料)

電話 局番なし**188(いやや!)** お近くの相談窓口につながります

または **佐賀県消費生活センター** 土日祝日(年末年始を除く)
も受け付け可

TEL 0952(24)0999

FAX 0952(24)9567

メール shouhisoudan@pref.saga.lg.jp